

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月11日(金)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及川正義 委員
3番 金杉勝城 委員	4番 布施陽子 委員
5番 高品文敬 委員	6番 椎名寛 委員
7番 布施行雄 委員	8番 小林須美子 委員
9番 太田憲一 委員	10番 大木武一 委員
11番 鈴木茂 委員	12番 佐藤正剛 委員
13番 石田利之 委員	14番 安藤幸春 委員
15番 穴澤久男 委員	16番 伊藤栄治 委員
17番 渡邊弘仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 伊藤輝夫 委員	19番 秋山菊次 委員
20番 布施利雄 委員	21番 加瀬安男 委員
22番 並木昭男 委員	23番 鎌形豊 委員
24番 山崎幸治 委員	25番 塚本繁雄 委員
27番 江波戸和男 委員	28番 八木正雄 委員
29番 石橋誠 委員	

4 欠席農業委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 22件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 6件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名
(市産業振興課) 職員 1 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 31 年 1 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は 17 名中 17 名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13 番石田利之委員、14 番安藤幸春委員を
指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農業振興地域整備計画変更に係る
意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る 1
月 9 日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農
地農政委員長より報告をお願いいたします。

【農地農政委員長からの報告】

- 13 番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 1 月
9 日午後 2 時より、市民ふれあいセンター第 3 会議室において、農地農政
委員会を開催いたしました。

内容につきましては、平成30年12月13日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、重要変更の番号1番を除き、本計画変更は適当と思われます。

なお、重要変更の番号1番については、委員より、事業計画地の一部区域に砕石が敷かれ、すでに事業の一部が実施されているのでは、との意見が出されましたので、報告します。

計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。

議長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明。併せて、重要変更の番号1番について、昨日付けで始末書の提出があったことを報告。】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番、及び4番から16番まで、並びに21番と22番は、利用権設定に関する件であります。番号2番と3番、及び17番か

ら20番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から22番までを議案書を基に朗読】

番号1番から22番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号5番と6番は、議案第5号の番号1番の一時転用許可に、番号7番から10番まで、及び12番、並びに14番と15番は、議案第5号の番号2番と3番の一時転用許可にそれぞれ付随する案件であるため、また、番号16番は、議案第4号の番号1番の計画変更承認に付随する案件であるため、議案第4号と第5号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 番号2番については、現地調査会が開催されましたので、その経過につ
いて、第1班の班長より報告をお願いいたします。

(第1班班長の報告)

12番 第1班の現地調査班を代表して報告申し上げます。本件につきましては、
去る1月9日午前10時より、一括贈与に関する農地の現地調査を実施し
ました。現地を確認したところ、対象農地は、良好に管理されていま
した。その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されて
おり、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたしま
す。

議 長 引き続き、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号4番、11番及び13番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営
農しており問題ないと思われま

す。番号5番と6番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるお
それはないと思います。

番号7番から10までと12番、14番及び15番の譲受人は同一です。
周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

います。番号16番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。

8 番 番号17番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号18番と19番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農してお
り問題ないと思われま。

番号20番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

15番 番号21番と22番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農してお
り問題ないと思われま。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号5番から10番まで、及び12番、並
びに14番から16番までについては、知事の処分に併せて会長専決とす
ることに賛成の委員の挙手を求めま。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、長屋住宅用地として畑85㎡に計画するものです。
農地区分と転用目的は問題ないと考えま。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

6 番 番号1番について、申請地と申請地に隣接する宅地1, 195.99㎡を合わせた区域の合計1,280.99㎡に長屋住宅を建築するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、申請者は平成30年9月に営農型太陽光発電設備による一時転用許可を受けましたが、当初計画していた送電線の敷設方法を変更するため、一時転用面積を0.164㎡から0.1747㎡へ変更しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番 番号1番について、当初、送電用ケーブルを架空配線で計画していましたが、安全性の向上を図るため、地中配線に変更しようとするものです。

農地区分については、農用地区域内農地です。計画を変更しても周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2, 101㎡の内7, 268㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番と3番の譲受人は同一です。営農型太陽光発電設備用地として畑2筆合計1,035㎡の内0,2574㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、放課後等デイサービス事業用地として畑2, 009㎡の内1,988㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、譲受人は平成28年2月に許可を受け、申請地で

営農型太陽光発電事業を行ってきましたが、許可期間の3年が満了することから、今回、事業継続のため新たに許可を受けようとするものです。農地区分については、農用地区域内農地です。これまで周辺農地への影響も見受けられず、また、地域農家からの苦情等も聞かれないことから問題ないと考えます。

番号2番と3番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2番 番号4番について、譲受人は社会福祉事業を運営しております。申請地を近隣の特別支援学校に通学する児童が放課後利用するためのデイサービス施設の整備を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、田3筆及び畑3筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に14番安藤幸春委員、26番木原正勝委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に14番安藤幸春委員、26番木原正勝委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が3件、利用権の中途解約に係る通知が6件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 22件

議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1 件
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	4 件
議案第 6 号	農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1 件
報告事項	(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	3 件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	6 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 31 年 1 月 11 日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。